

○ 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を改正する省令案新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(定義等)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>一〇十二の三 (略)</p> <p>十三 「登録検査等規則」とは、登録検査等事業者等規則をいう。</p> <p>十三の二〇九十三 (略)</p> <p>(無線局検査結果通知書等)</p> <p>第三十九条 総務大臣又は総合通信局長は、法第十条第一項、法第十八条第一項又は法第七十三条第一項本文、同項ただし書、第五項若しくは第六項の規定による検査を行い又はその職員に行わせたとき（法第十条第二項、法第十八条第二項又は法第七十三条第四項の規定により検査の一部を省略したときを含む。）は、当該検査の結果に関する事項を別表第四号に定める様式の無線局検査結果通知書により免許人等又は予備免許を受けた者に通知するものとする。</p> <p>2 法第七十三条第三項の規定により検査を省略したときは、その旨を別表第四号の二に定める様式の無線局検査省略通知書により免許人に通知するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(定期検査を行わない無線局)</p> <p>第四十一条の二の六 法第七十三条第一項の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。</p>	<p>(定義等)</p> <p>第二条 (同上)</p> <p>一〇十二の三 (同上)</p> <p>十三 「登録点検規則」とは、登録点検事業者等規則をいう。</p> <p>十三の二〇九十三 (同上)</p> <p>(無線局検査結果通知書等)</p> <p>第三十九条 総務大臣又は総合通信局長は、法第十条第一項、法第十八条第一項又は法第七十三条第一項本文、同項ただし書、第四項若しくは第五項の規定による検査を行い又はその職員に行わせたとき（法第十条第二項、法第十八条第二項又は法第七十三条第三項の規定により検査の一部を省略したときを含む。）は、当該検査の結果に関する事項を別表第四号に定める様式の無線局検査結果通知書により免許人等又は予備免許を受けた者に通知するものとする。</p> <p>2 (同上)</p> <p>(同上)</p>

一〇二十三 (略)

二十四 特別業務の局（設備規則第十四条第一項の表十六の項（一）に規定する道路交通情報通信を行う無線局及びアマチュア局に対する広報を送信する無線局に限る。）

（検査を省略する場合）

第四十一条の五 法第七十三条第三項の規定により、免許人から提出された別表第五号の二の様式による無線設備等の検査実施報告書に添付された同項に規定する証明書（以下「検査結果証明書」という。）が適正なものであつて、かつ、検査（点検である部分に限る。）を行つた日から起算して三箇月以内に提出された場合は、法第七十三条第一項の検査を省略する。

（検査の一部を省略する場合）

第四十一条の六 法第十条第二項、第十八条第二項又は第七十三条第四項の規定により、免許人又は予備免許を受けた者から提出された別表第五号の三の様式による無線設備等の点検結果を記載した書類（以下「無線設備等の点検実施報告書」という。）が適正なものであつて、かつ、点検を実施した日から起算して三箇月以内に提出された場合は、法第十条第一項、第十八条第一項又は第七十三条第一項の検査の一部を省略する。

（手数料を納付する場合の特例）

第五十一条の九の二 (略)

一〇十三 (略)

十四 登録検査等規則第三条第一項の規定による登録の更新の申請

(同上)

二十四 特別業務の局（設備規則第十四条第一項の表十三の項（一）に規定する道路交通情報通信を行う無線局及びアマチュア局に対する広報を送信する無線局に限る。）

（検査の一部を省略する場合）

第四十一条の五 法第十条第二項、第十八条第二項又は第七十三条第三項の規定により、免許人又は予備免許を受けた者から提出された別表第五号の二の様式による無線設備等の点検結果を記載した書類（以下「無線設備等の点検実施報告書」という。）が適正なものであつて、かつ、点検を実施した日から起算して三箇月以内に提出された場合は、法第十条第一項、第十八条第一項又は第七十三条第一項の検査の一部を省略する。

（手数料を納付する場合の特例）

第五十一条の九の二 (同上)

一〇十三 (同上)

十五 登録検査等規則第六條第一項の規定による登録証の再交付の申請

十六 (略)

十七 (略)

23 (略)

(権限の委任)

第五十一條の十五 法に規定する総務大臣の権限で次に掲げるものは、所轄総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）に委任する。ただし、第二号の二の三、第三号及び第六号の二に掲げる権限は、総務大臣が自ら行うことがある。

一 二 (略)

二の二 法第二十四條の二第一項、第二項及び第四項、第二十四條の二の二第一項、第二十四條の三、第二十四條の四第一項、第二十四條の五第一項、第二十四條の六第二項、第二十四條の七第一項及び第二項、第二十四條の八第一項、第二十四條の九第一項、第二十四條の十並びに第二十四條の十一の規定に基づく総務大臣の権限

二の二の二 二の五 (略)

三 法第七十一條の五、第七十二條、第七十三條（第七項を除く。）、第八十一條（法第七十條の七第四項、第七十條の八第三項及び第七十條の九第三項において準用する場合を含む。）及び第八十二條（法第一百條において準用する場合を含む。）の規定に基づく総務大臣の権限

四 法第一百條第一項、第二項及び第四項並びに同條第五項において準用する法第十四條第一項、第十七條、第二十一條、第二十二條、第二十四條、第七十一條の五、第七十二條、第七十三條第五項、第七十六條第一項及び第八十一條の規定に基づく総務大臣の権限

十四 登録点検規則第五條第一項の規定による登録証の再交付の申請

十五 (同上)

十六 (同上)

23 (同上)

(権限の委任)

第五十一條の十五 (同上)

一 二 (同上)

二の二 法第二十四條の二第一項、第二項及び第四項、第二十四條の三、第二十四條の四第一項、第二十四條の五第一項、第二十四條の六第二項、第二十四條の七、第二十四條の八第一項、第二十四條の九第一項、第二十四條の十及び第二十四條の十一の規定に基づく総務大臣の権限

二の二の二 二の五 (同上)

三 法第七十一條の五、第七十二條、第七十三條（第六項を除く。）、第八十一條（法第七十條の七第四項、第七十條の八第三項及び第七十條の九第三項において準用する場合を含む。）及び第八十二條（法第一百條において準用する場合を含む。）の規定に基づく総務大臣の権限

四 法第一百條第一項、第二項及び第四項並びに同條第五項において準用する法第十四條第一項、第十七條、第二十一條、第二十二條、第二十四條、第七十一條の五、第七十二條、第七十三條第四項、第七十六條第一項及び第八十一條の規定に基づく総務大臣の権限

2 前項の所轄総合通信局長は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる場所を管轄する総合通信局長とする。

一〇五 (略)	(略)
五の二 登録検査等事業者に関する事項	登録検査等事業者の登録を受けようとする者若しくは登録検査等事業者の住所又はこれらの者が検査若しくは点検の事業を行う事務所の所在地
五の三 削除	削除
五の四〇四 (略)	(略)

3 (略)

4 法第二十四条の十三第二項、同条第二項において準用する法第二十四条の二第二項及び第四項、第二十四条の三、第二十四条の四第一項、第二十四条の五第一項、第二十四条の六第二項、第二十四条の七第一項及び第二項、第二十四条の八第一項、第二十四条の九第一項及び第二十四条の十一並びに第二十四条の十三第三項の規定に基づく総務大臣の権限は、関東総合通信局長に委任する。ただし、当該権限は、総務大臣が自ら行うことがある。

(書類の提出)
第五十二条 (略)

2 法第十条第一項の規定による届出、法第十八条第一項本文の規定による検査を受けようとする場合の免許規則第二十五条第四項の規定に基づく届出又は無線設備等の点検実施報告書で船舶局、航空機局、遭難自動通報局、無線航行移動局、ラジオ・ブイの無線局又は船舶地球局に係るものについては、前項の規定にかかわらず、任意の総合通信局長を経由して所轄総合通信局長に提出することを妨げない。

3 (略)

4 検査結果証明書で船舶局(第四十一条の二の六第八号に規定するものを除く)、遭難自動通報局、無線航行移動局(第四十一条の二の六第十二号に規定するものを除く)又は船舶地球局に係るものについては、第一項の規定にかかわらず、任意の総合通信局長を経由して所轄総合通

2 (同上)

一〇五 (同上)	(同上)
五の二 無線設備等の点検の事業を行う者の登録に関する事項	申請者又は登録点検事業者の住所若しくはこれらの者が点検の事業を行う事務所の所在地
五の三 登録点検事業者に対する報告及び立入検査に関する事項	登録点検事業者の住所又は登録点検事業者が点検の事業を行う事務所の所在地
五の四〇四 (同上)	(同上)

3 (同上)

4 法第二十四条の十三第二項、同条第二項において準用する法第二十四条の二第二項及び第四項、第二十四条の三、第二十四条の四第一項、第二十四条の五第一項、第二十四条の六第二項、第二十四条の七、第二十四条の八第一項、第二十四条の九第一項及び第二十四条の十一並びに第二十四条の十三第三項の規定に基づく総務大臣の権限は、関東総合通信局長に委任する。ただし、当該権限は、総務大臣が自ら行うことがある。

(書類の提出)
第五十二条 (同上)

2 法第十条の規定による届出、法第十八条本文の規定による検査を受けようとする場合の届出又は法第七十三条第三項の規定による点検の結果を記載した書類で船舶局、航空機局、遭難自動通報局、無線航行移動局、ラジオ・ブイの無線局又は船舶地球局に係るものについては、前項の規定にかかわらず、任意の総合通信局長を経由して所轄総合通信局長に提出することを妨げない。

3 (同上)

無線局の検査結果通知書の様式。

別表第四号 (第39条第1項関係)

第1 法第10条第1項、法第18条第1項又は法第73条第1項本文、同項ただし書、第5項若しくは第6項の規定による検査 (法第10条第2項、法第18条第2項又は法第73条第4項の規定によりその一部が省略されたものを除く。)の結果通知書の様式

(表略)

注 (略)

第2 法第10条第2項、法第18条第2項又は法第73条第4項の規定により検査の一部を省略した場合の検査結果通知書の様式

(表略)

注 (略)

別表第四号の二 法第73条第3項の規定による無線局検査の省略通知の様式 (第39条第2項関係)

第 号
年 月 日

無線局検査省略通知書

(免許人) 殿

(何) 総合通信局長 印

貴所属の下記無線局については、電波法第73条第3項の規定に基づき、同条第1項の規定に基づく検査を省略することとしますので通知します。

記

1 識別信号

2 免許の番号

- 3 検査年月日
- 4 無線局の種類別

短 辺

(日本工業規格 A 列 4 番)

注 1 「(何) 総合通信局長」とある部分は、沖縄総合通信事務所にあつては沖縄総合通信事務所とする。

2 検査を省略する無線局が複数である場合には、本通知書に一括して記載し、当該欄に記載できない場合は、別紙として添付することができる。

別表第五号の二 免許人が総合通信局長に提出する無線設備等の検査実施報告書の様式 (第41条の5関係)

無線設備等の検査実施報告書

(何) 総合通信局長 殿

年 月 日

免許人の氏名又は名称(氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

(印)

長 私人属の無線局の無線設備等の検査を行ったので電波法第73条第3項の規定により検査結果証明書を添えて提出します。

検査年月日		無線局の種類	
免許の番号		識別信号	

点検年月日	
点検を行った場所	
登録検査等事業者名	
備考	

短 辺

短 辺

(日本工業規格 A 列 4 番)

注 1 「(何) 総合通信局長」とある部分は、沖縄総合通信事務所にあつては沖縄総合通信事務所とする。

2 検査年月日は、判定員が判定を行った日とする。

3 検査を行った無線局が複数である場合には、本報告書に一括して記載することを可とする。当該欄に記載できない場合は、別紙として

て添付すること。

4 代理人による提出の場合には、免許人の氏名又は名称を記載するほか、当該代理人の氏名又は名称、住所、郵便番号及び電話番号を付記すること。

別表第五号の三 免許人が総合通信局長に提出する無線設備等の点検実

施報告書の様式 (第41条の6関係)

無線設備等の点検実施報告書			年 月 日
(何) 総合通信局長 殿	免許人 (子備免許を受けたものを含む。) の氏名又は名称 (氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。)		(印)
私所属の無線局について無線設備等の点検を行ったので電波法 第10条第2項 第18条第2項 第73条第4項 の規定により点検結果通知書を添えて提出します。			
点検年月日	無線局の種別		
免許の番号	識別信号		
点検を行った場所			
登録検査等事業者名			
備考			

注 1～4 (略)

5 代理人による提出の場合には、免許人等の氏名又は名称を記載するほか、当該代理人の氏名又は名称、住所、郵便番号及び電話番号を付記すること。

別表第五号の二 免許人が総合通信局長に提出する無線設備等の点検実

施報告書の様式 (第41条の5関係)

無線設備等の点検実施報告書			年 月 日
(何) 総合通信局長 殿	免許人 (子備免許を受けたものを含む。) の氏名又は名称 (氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。)		(印)
私所属の無線局について無線設備等の点検を行ったので電波法 第10条第2項 第18条第2項 第73条第3項 の規定により登録点検結果通知書を添えて提出します。			
点検年月日	無線局の種別		
免許の番号	識別信号		
点検を行った場所			
登録点検事業者名			
備考			

注 1～4 (同上)